

定期積金(スーパー積金)

令和4年5月10日

販売対象	・法人、個人	
期間	・1年、2年、3年、4年、5年	
払込	(1) 払込方法	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
	(2) 預入金額	・1,000円以上
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して給付契約金を払戻します。	
利息 (給付補填金)	(1) 適用金利	・固定金利 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
	(2) 給付補填金の 支払い方法	・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。
	(3) 計算方法	・給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の給付補填金には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る給付補填金については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません。) ・法人は総合課税となります。 	
付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。	
中途解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。) 	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。窓口へお問い合わせください。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合により遅延利息をいただきます。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部)を除くすべての預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) 	

沼津信用金庫

※本商品は当金庫の定期積金(スーパー積金)規定が適用されます。